

各都道府県旅行業担当部局 御中

観光庁観光産業課

旅行者による掲示に関する取扱について

令和3年11月に、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

今般、第4回調査会（令和4年6月3日開催）において策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」に基づき見直し・点検を行う中で、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第12条第1項、第12条の2第3項及び第12条の9第1項については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日第6回調査会）（※）」において、「書面掲示規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に当たるものとして盛り込まれたところです。

これを踏まえ、「インターネットを利用する旅行業務に関する取扱について」（平成19年12月17日国総観事第289号）において、旅行業務の取扱いの料金等、旅行者等が営業所において掲示することとされている事項については旅行取引を行うウェブサイト上においても掲示することとされているところ、この取扱いについて改めて貴管内の旅行者に対し周知徹底いただくとともに、その旅行者代理業者に対しても周知徹底いただきますようお願いいたします。

また、ウェブサイト上で旅行取引を行っていない旅行者等においても、旅行商品等に関するウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される旨、貴管内の旅行者に対し周知徹底いただくとともに、その旅行者代理業者に対しても周知徹底いただきますようお願いいたします。

※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>

以上